

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日(昭和四年)十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
告示 鳥取県東京事務所規程の廃止  
畑地地区の指定

## 告示

鳥取県告示第五百七十四号

鳥取県東京事務所規程(昭和二十五年四月鳥取県告示第  
二百八号)は、昭和二十八年四月三十日限り廃止する。

昭和二十八年十二月二十八日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県告示第五百七十五号

畑地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百五号)第  
四条の規定に基づき、次の市町村の区域を畑地地区として

昭和二十八年十二月二十五日指定した。

昭和二十八年十二月二十八日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取市

倉吉市

気高郡

東伯郡

浜村町、勝谷村、青谷町、日置村、逢坂村

羽合町、東郷町、関金町、灘手村、下北条村、

栄村、中北条村、古布庄村、大誠村、由良町、

浦安町、下郷村、上郷村、八橋町、赤碓町、以

西村、成美村、安田村、上中山村、下中山村、

泊村、三朝町、

西伯郡

成実村、天津村、大國村、法勝寺村、上長田村、

東長田村、賀野村、幡郷村、彦名村、崎津村、

渡村、外江町、境町、上道村、余子村、中浜村、

大篠津村、和田村、富益村、夜見村、大幡村、

果村、春日村、巖村、日吉津村、大和村、淀江

町、高麗村、所子村、大山村、庄内村、御來屋、

町、名和村、光徳村、逢坂村、手間村、宇田川

